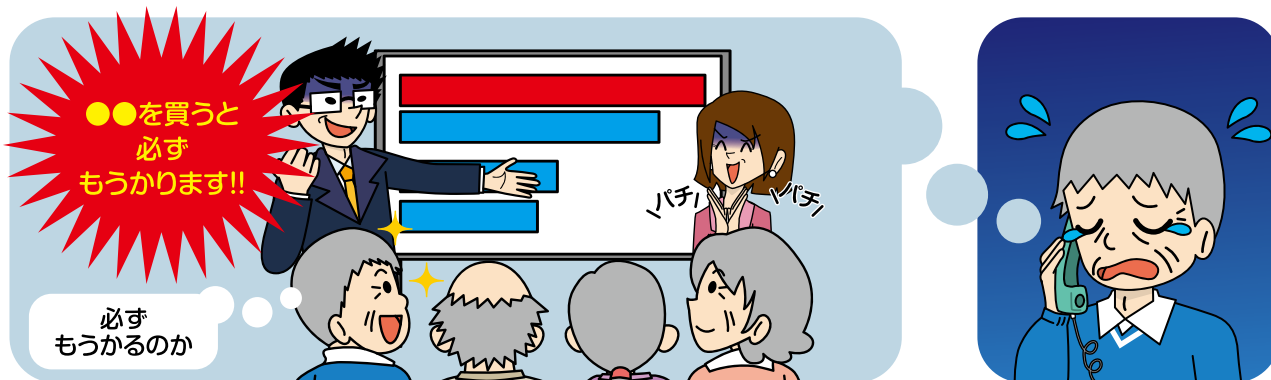


消費者トラブルにあわないために

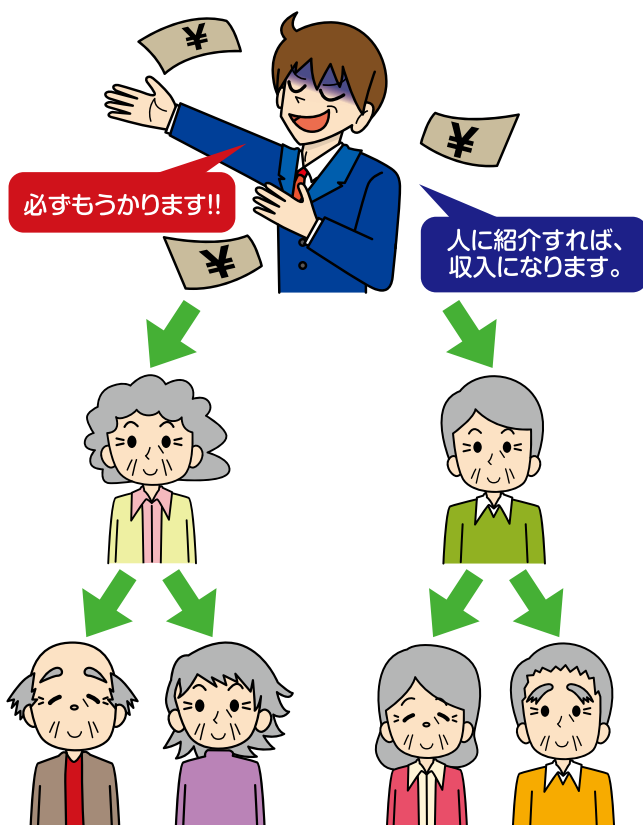
必ずもうかるなどと投資話をされたら（利殖商法）…

**「絶対にもうかる!絶対に損はしない!」
うまい話にだまされないで!!**



- 電話や訪問、ネット動画等で、もうかることを強調して投資を勧める利殖商法です。実態がない投資話や「高額収入を得るためのノウハウ」と称する情報商材等も多くトラブルになっています。
- 数百万円を振り込んだ後、業者と連絡がとれなくなったケースもあります。「うまい話は罠」と疑い、決してだまされないでください。

「会員を勧誘すれば利益が上がる」と言われたら（マルチ商法）…

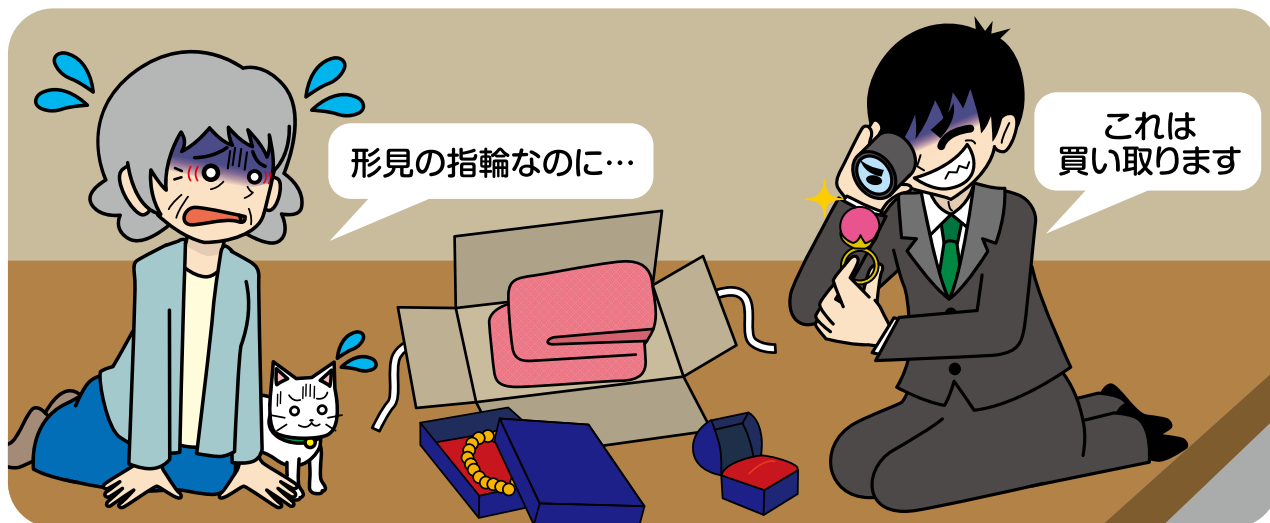


**人に紹介するだけでも
もうかる!?**

- 健康食品や化粧品などの商品を購入して、次は自分が新たな買い手を探し、買い手が増えることに利益が入る取引形態を「マルチ商法」といいます。
- 「必ずもうかる」と誘われますが、買い手は簡単には見つかりません。知人や友人など、断りにくい人から誘われても、きっぱり断りましょう。

悪質な訪問買い取り（押し買い）

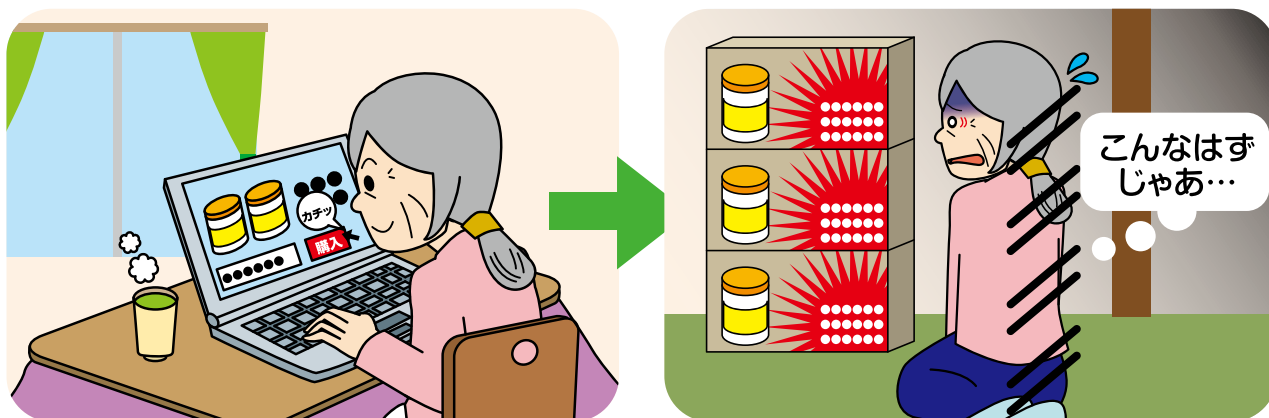
「不用品を買い取る」と言って来訪した業者に 安い値段で強引に貴金属を買い取られた!



- 突然の訪問で買い取りの勧誘をすることは禁止されています。事前に承諾した物とは異なる物品の売却を求めることも禁止されています。このような業者は家に入れないようにしましょう。
- 買い取りを依頼した業者から「見せて」と言われても、事前に承諾した物以外は渡さないよう気を付けましょう。強引に買い取られるおそれがあります。

お試したと思ったら定期購入だった（通信販売）...

ネットショッピングは**確認画面に注意!**



- 健康食品などのインターネットの広告で、「安さ」だけが強調され、数回の「定期購入」が条件であることがわかりにくく、「注文していない2回目が届いた」というトラブルが多く発生しています。
- 「ネットで注文して代金を支払ったのに商品が届かない」という相談もあります。購入時には、契約内容や返品特約、業者の連絡先等の情報をよく確認しましょう。

注文していない商品が突然届いた (送り付け商法) …

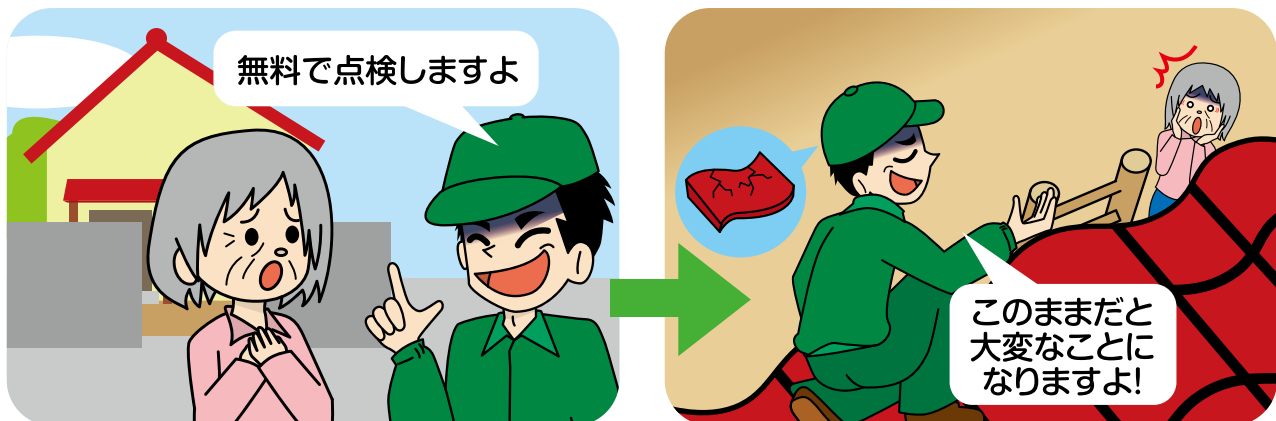
覚えがなければきっぱり断って!



- 注文していないのに、健康食品や海産物などの商品を一方的に送り付け、代金引換や銀行振込等で代金を支払わせようとする商法を「送り付け商法」と言います。
- 覚えがなければきっぱり断り、代金は支払わずに受取拒否しましょう。

「無料で点検」と訪問してきた業者と高額な契約

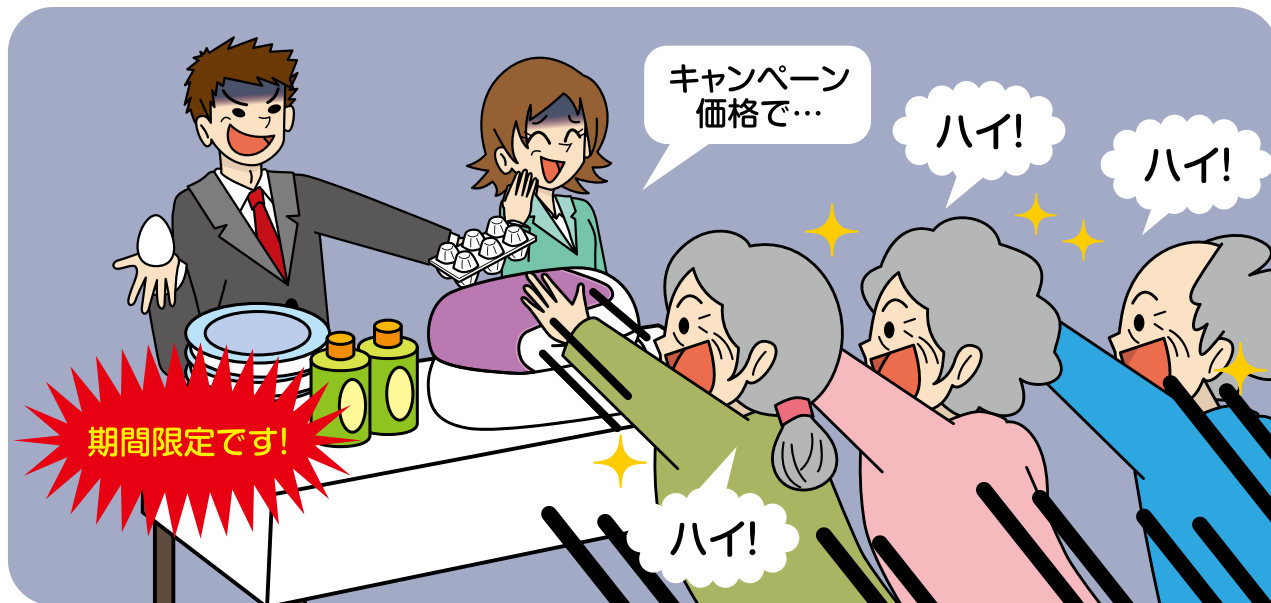
無料だからとお願いしたら…



- 屋根等を「無料で点検します」と言って訪問し、点検後にうその話で不安をあおり、必要のない住宅工事等を勧める業者がいます。
- 契約をせかされても、その場で契約せず、身近な人に相談しましょう。また、複数の業者から見積りを取って比較検討しましょう。

雰囲気の流れされて高額商品を購入(催眠商法・SF商法)

「ただでもらえる」会場で商品を買うことに!?



- 景品をもらいに行っただけのつもりが、会場の雰囲気が盛り上がり、冷静な判断ができない状態にされて、高価な物を買わされる手口です。
- 「無料で進呈!」や「プレゼント」の言葉には注意しましょう。

悪質商法にだまされないために あなたを守る「あんしん心得5か条」

- あ あなただけ特別! なんてウソ
- い いまだけお得! それ本当?
- う うまい話に落とし穴
- え えっ?と思ったら すぐ相談
- お お断りします! あなたを守るキーワード

